

2023 年 度 事 業 報 告 書

法人の名称 NPO 法人となりのかいご

1 事業の成果

当法人の事業は、家族による高齢者虐待の防止を目的とした早期支援のため、一般企業へのアウトリーチした支援となっております。具体的には、従業者や役職者に対する介護セミナー、介護に関するコラムの発信、従業者同士が家族介護を語り合う介護カフェ、などを実施し、個別の介護相談につなげていく取り組みをしています。家族介護の課題や悩みは、非常に個別性が高く、制度・知識・事例を広く展開しても、解決されないことが殆どです。改めて、当法人の事業の目的は、家族による高齢者虐待の防止であることから、一つひとつの介護相談を丁寧に向き合っていくことで、ようやく実現されるものです。深く個々の事例に関わることから、介護セミナー、コラム、介護カフェの質が高くなり、さらには、国の施策への提言に説得力を持たせることができております。一方で、介護相談は1人50分を1日6件実施するのが限界であり、結果として、企業様による新規の顧問契約依頼を断らざるを得ないケースも増えております。ただ、当法人の真の顧客は、高齢者虐待の加害者となるリスクの高い働く世代と考えれば、当然の判断と考えております。

また、2024年5月に可決された改正育児介護休業法が議論される中で、厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護離職者の離職理由の詳細等の調査及び勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度の広報資料等の作成」での検討委員、厚生労働省による「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」での提言、「参議院厚生労働委員会」での参考人招致など、国の施策へ直接提言する機会を得ることができました。結果、2025年4月には、下記の改正がされます。

- ①労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ②労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- ③介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。

特に、①②④を実施した結果、介護離職が後押しされてしまわぬよう、直接の家族介護することのリスクを訴え、自身の生活やキャリアを優先することが、穏やかで継続性のある介護環境づくりにつながるという「家族介護のマインドセット」の必要性を、制度改正の機会に合わせて広く発信し、早期相談のさらなる促進をはかります。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護に関する支援事業

ア 介護セミナー事業

- ・内容 介護に直面していない方向けに、介護の現状について啓発を行う
- ・日時 通年
- ・場所 東京都を中心とした会議室など企業内会議室など
- ・従事者人員 2人（前年：2人）
- ・対象者 介護に直面していない一般市民・団体等 1,437人（前年：3,092人）
- ・支出額 7,148,262（前年：3,948,594円）

イ 個別相談事業

- ・内容 介護に直面している方向けに、介護に関する悩みをメール等で相談を行う
- ・日時 通年
- ・場所 当法人事務所、対象者の職場・自宅など

- ・従事者人員 2人
- ・対象者 介護に関する悩みを抱える一般市民 722人（前年：681人）
- ・支出額 8,887,355円（前年：5,723,398円）

ウ 個別訪問コンサルティング事業

- ・内容 介護環境の改善が必要な方向けに、必要な知識の提供と提案を行う
- ・日時 通年
- ・場所 対象者指定の場所（自宅、老人ホームなど）
- ・従事者人員 0人（前年：0人）
- ・対象者 介護環境の改善が必要な一般市民 0人（前年：0人）
- ・支出額 0円（前年：0円）